

研究会「持続可能な開発目標（SDGs）とグローバル連
帯税を考える」

グローバル連帯税の可能性

2017年5月7日

金子文夫

会場：東京医科歯科大学

はじめに

1. グローバル連帯税の意義
2. SDG s に必要な資金量
3. グローバル連帯税の歴史
4. 実現した手法ー航空券連帯税
5. 準備中の手法ー金融取引税
6. 日本での取り組み
7. タックスヘイブン問題

1. グローバル連帯税の意義（1）

* イギリスのEU離脱

- ・ 移民流入への反発
- ・ 国家主権を取り戻す（EU指令への反発）

* アメリカのトランプ大統領誕生（アメリカ第一主義）

- ・ グローバル化と格差の拡大
- ・ 移民・工業品流入への反発

* グローバル化に反発する世界的潮流

- ・ 欧州・アメリカでの1国主義（ナショナリズム）の台頭

* グローバル化を制御する必要（グローバル化は止められない）

- ・ 新自由主義型グローバル化の行き過ぎ、負の側面の是正が急務
- ・ グローバル・ガバナンス、グローバル・タックスの可能性

1. グローバル連帯税の意義（2）

* グローバル社会の形成

- ・ 国境を越えるヒト、モノ、サービス、カネ、企業、情報
- ・ 国家を超えたグローバル空間、領域、社会の形成

* グローバル社会の負の側面

- ・ 地球規模の環境破壊・貧困・格差・感染症・紛争
- ・ グローバル・マネーが引き起こす金融危機の連鎖
- ・ グローバル社会の受益者に応分の負担、責任意識の共有
- ・ グローバル公共財の供給、財源の確保
- ・ ODAの限界・量の不足、不安定、国益優先、経済開発優先

* グローバル社会とグローバル・タックス

- ・ 社会と税の3層構造

地域社会—地方税 国家社会—国税 グローバル社会—グローバル税

- ・ グローバル連帯税—国民から地球市民への意識転換
国際連帯税からグローバル連帯税へ

グローバル化の指標

出典：国連『世界統計年鑑』等

	単位	1990	2000	2010
世界のGDP	十億ドル	22,549	32,903	64,525
世界の輸出総額	十億ドル	3,496	6,453	15,301
世界の通貨取引量	兆ドル	150	300	1,000
航空旅客輸送量	兆人キロメートル	1.8	3.0	4.8
インターネット利用者数	億人	—	3.5	20.2

2. SDG sに必要な資金量（1）

* ベーシック・ヒューマン・ニーズ達成に要する資金（年間）

① 極度の貧困の根絶	660億ドル
② 国際保健の改善	1000億ドル（下記内訳の相互の影響を考慮）
- 母子保健、性と生殖の健康	333億ドル
- エイズ・結核・マラリア対策	260億ドル
- 顧みられない熱帯病対策	340億ドル
- グローバル・ヘルス・ケア	370億ドル
③ 初等・中等教育の普及	380億ドル
④ 食料安全保障	502億ドル
⑤ 安全な水と衛生	268億ドル
合計	年間 2 8 1 0 億ドル

2. SDG sに必要な資金量（2）

* 気候変動対策に要する資金（年間）

緩和策 CAN 600億～IEA 1兆1000億ドル

適応策 UNFCCC 490億～UNEP 5000億ドル

合計 1090億～1兆6000億ドル

途上国が要する資金は半分と仮定すると 545億～8000億ドル

（以上、第二次寺島委員会報告書による）

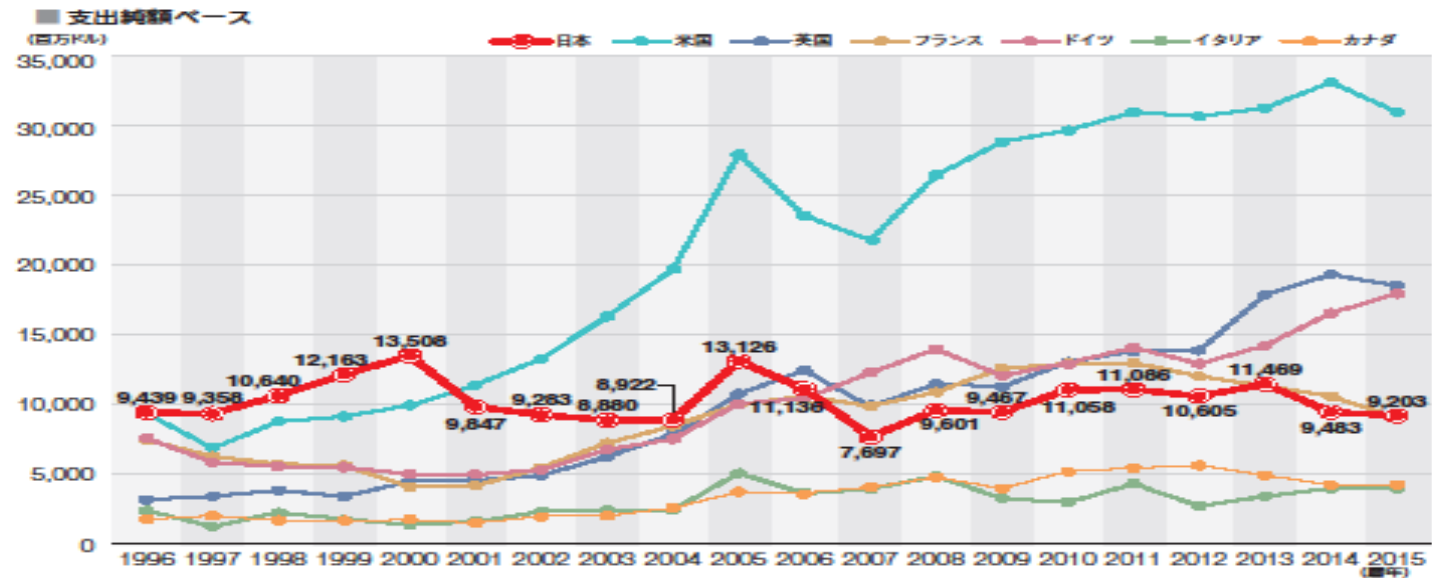
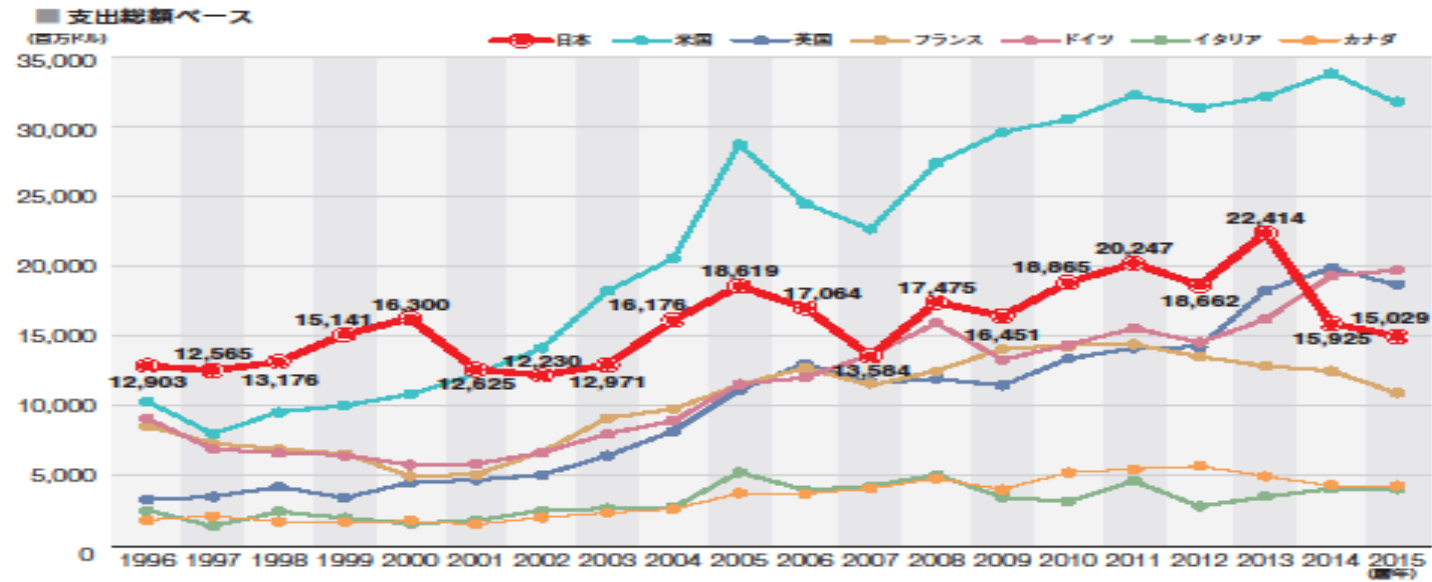
* ODAの実績（OECD統計）

全供与国	2007年 1222億ドル	2016年 1703億ドル
------	---------------	---------------

OECD-DAC	1050億ドル	1426億ドル
----------	---------	---------

日本	77億ドル	104億ドル
----	-------	--------

図表 II-3 主要DAC加盟国の政府開発援助実績の推移



出典：DACプレスリリース、DAC統計 (DAC Statistics on OECD/STAT)
 * 1 卒業国向け援助を除く。

3. グローバル連帯税の歴史（1）

* 通貨取引税（トービン税）

1970年代、ジェームズ・トービンの通貨取引税提案
為替相場の投機的な急変動を抑制する目的
税収目的ではない

1990年代、UNDP（国連開発計画、通貨取引税に注目
通貨取引量の拡大、税収を開発の財源に

1997～98年、アジア通貨危機
社会運動組織 ATTAC（市民のために金融投機に課税を求めるア
ソシエーション）の結成、投機抑制のための通貨取引税

2002年、世界社会フォーラム（ポルトアレグレ）
パトマキ、デニス「通貨取引税条約草案」
投機抑制、税収、民主的な国際税収管理機関

3. グローバル連帯税の歴史（2）

* MDG s のための革新的な開発資金調達メカニズム

2000年、国連ミレニアム宣言⇒MDG s 設定

関係委員会での財源検討ー多国籍企業収益税、通貨取引税、
航空輸送税、二酸化炭素排出税、インターネット利用税

2002年、モンテレー、国連開発資金会議

2004年、フランス、ランドー委員会報告

通貨取引税、証券取引税、環境税、航空輸送税
海上輸送税、地球公共財利用税（海峡通行税等）
武器売上税、多国籍企業税

4. 実現した手法ー航空券連帯税（1）

* リーディング・グループの結成

2005年、国連ミレニアム＋5 総会、フランス、ブラジル、チリ、スペインなど、
国際連帯税実施の呼びかけ

2006年、フランス、「連帯とグローバリゼーション：革新的開発資金メカニズ
ムに関するパリ会議」開催

リーディング・グループ結成 38カ国⇒60カ国

航空券連帯税実施へ

2007年～ リーディング・グループ総会の開催

タスクフォース設置ー不正な資金フロー（タックスヘイブン等）

通貨取引税

4. 実現した手法－航空券連帯税（2）

＊ 航空券連帯税の理念

航空旅客（グローバル社会の受益者）がグローバル化の負の影響（感染症の拡大等）に対して一定の負担をする（責任を果たす）

＊ 航空券連帯税の実施国

フランス、チリ、韓国、カメルーン、コンゴ共和国、マダガスカル、マリ、モーリシャス、ニジェール、モロッコ、ブルキナファソ、ベナン、コートジボアール、ガボンの14カ国

＊ 航空券連帯税の税収と使途

税収は主に国際機関UNITAIDへ、年間3億ドル程度（UNITAID予算の70%弱）
UNITAIDは医薬品の開発・購入・供給、診断技術の向上支援など、
主に三大感染症対策に税収を投入

＊ 航空券連帯税の限界

参加国が増えない、資金規模が小さい

5. 準備中の手法ー金融取引税（1）

* リーマンショックと金融規制

2008年、リーマンショック⇒世界金融危機

G20サミット開催⇒金融規制の合意

大きすぎてつぶせない金融機関に応分の負担、危機対策

IMFによる金融機関負担の手法整理

- ・ 資産・負債規模に応じた金融安定負担金
- ・ 金融取引税
- ・ 利潤・報酬への課税（金融活動税）

* アメリカ、オバマ政権の金融規制策

ドッド・フランク法制定ー投機的金融ビジネスの規制など

* EU、欧州債務危機から金融取引税提案へ

2010年、ギリシャの債務不履行問題⇒債務・ユーロ危機

2011年～、金融取引税導入の試み

5. 準備中の手法—金融取引税（2）

2011年9月：欧州委員会、金融取引税導入のEU指令案提示
イギリスなどの強い反対のため、EU全体での
導入は無理となる

2012年10月：欧州委員会、11カ国によるFTT導入を承認
（Enhanced cooperation「強化された協力」条項による）

フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー
ギリシャ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、エストニア

2012年12月：欧州議会、11カ国によるFTT導入案採択

2013年1月：EU財務相理事会、11カ国によるFTT了承

2013年4月：イギリス、欧州司法裁判所に提訴

5. 準備中の手法—金融取引税（3）

- * 目的—加盟国の財政再建への寄与（金融業救済の見返り）

 - EUレベルでの既存税制の調整、投機的取引の抑制

 - 地球規模課題への拠出は主たる目的とされていない

- * 課税対象、税率—株式、債券取引に0.1%

 - デリバティブ取引に0.01%課税

- * 納税者は居住地原則—非導入国の金融機関も導入国

 - 金融機関と取引した場合納税義務

- * 対象商品は発行地原則—導入国内で発行した金融商品の取引に時期・場所を問わず課税）

5. 準備中の手法ー金融取引税（4）

- * ガバナンスー加盟国政府、EU
- * 税収一年間350億ユーロ
- * 使途・配分ー未定
- * 欧州FTTは、目的、課税対象からみてグローバル連帯税そのものではないが、部分的にグローバル連帯税の要件を備えており、通貨取引への課税、地球規模課題への使途拡大など、グローバル連帯税に発展する可能性をもつ
- * フランス、ドイツ、ベルギーの開発大臣、地球規模課題に一定割合拠出を要請
- * UNITAID理事長、ガバナンス機関となる意図を表明

5. 準備中の手法ー金融取引税（5）

2012年8月：フランス、独自の金融取引税導入

- フランス本社の大企業（時価総額10億€超）の株式購入に0.1%課税
- 高頻度取引における注文の取消・変更に0.01%課税
- ソブリンリスクに関わるネイキッドCDS取引に想定元本の0.01%課税
- 税収の10%を地球規模課題に充当

2013年3月：イタリア、独自の金融取引税導入

- イタリア国内株式（時価総額5億€超）の取引
買い手に課税、税率は原則0.2%
- 9月、高頻度取引に課税0.02%

5. 準備中の手法—金融取引税（6）

- * 1国単位の金融取引税は多数の事例があるが、
EU金融取引税は、複数国（11カ国）が同時に共同導入し、
広範囲の金融商品取引に包括的に課税する点で画期的
- * 導入国以外の金融機関にも課税される
- * 税収を加盟国とEUが分け合う共通税という点でも
注目すべき意義
- * 課税回避はありうるが、回避コストは納税コストを
上回る可能性

6. 日本での取り組み（1）

* 市民運動

2004年、オルタモンド発足

リーディング・グループ総会への参加

2009年、アシスト発足

2011年、国際連帯税フォーラム発足

グローバル連帯税フォーラムに改称

* 国会議員連盟

2008年、国際連帯税創設を求める議員連盟設立

政府にリーディング・グループ参加を要請

税制改正への取り組み

* 国際連帯税推進協議会（寺島委員会）

2009年、第一次委員会発足⇒2010年、政策提言の報告書

2014年、第二次委員会発足⇒2015年、第二次報告書

6. 日本での取り組み（2）

* 日本政府

2010年、リーディング・グループ参加

リーディング・グループ東京総会開催

2012年、「社会保障・税一体改革法」成立

第7条第7項 「国際連帯税について国際的な取組の進展状況を
踏まえつつ、検討すること」

外務省、毎年税制改正の要望提出

2016～17年、外務省、国際連帯税の制度設計について日本総研に調査
委託「国際連帯税を導入する場合のあり得べき制度設計等
に関する研究会」設置⇒報告書

6. 日本での取り組み（3）

* 外務省委託調査の概要

- ・ 文献、アンケート、ヒアリング、研究会を通じて報告書作成
- ・ 重点的に検討した税
 - 航空券連帯税—アンケートでは70%以上が支払ってよいと回答
国際連帯税については54～58%が賛同
 - 金融取引税
 - 炭素税—地球温暖化対策税への上乗せ
国際物流への課税
中古車流通への課税
 - 旅券手数料への課税
 - その他—出国時課税、マイル寄付制度

7. タックスヘイブン問題（1）

* タックスヘイブンの定義

低税率、秘密主義、手続きの簡便性

広義にはオフショア金融市場を含む（非居住者への規制緩和、非課税）

* 不正な資金フロー

途上国からの不正な資金流出

ODA、SDG s のための資金活用を阻害

タックスヘイブンによる税収逸失は年間1700億ドル

* タックスヘイブンの規模

世界の貿易取引の半分以上が書類上はタックスヘイブン経由

すべての銀行資産の半分以上、多国籍企業の投資の3分の1がオフショア経由

タックスヘイブンの金融資産総額は24～35兆ドル（2014年）

7. タックスヘイブン問題（2）

* パナマ文書の衝撃

2016年4月、ICIJ（国際調査報道ジャーナリスト連合）、パナマの法律事務所

モサック・フォンセカの膨大な内部文書を公表

21のタックスヘイブンに設立された21万4000社の関係書類

英国・キャメロン、ロシア・プーチン、中国・習近平ら政治リーダーの親族・知人が関与

* BEPSの推進

2012年、OECD租税委員会、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト立ち上げ

2013年、BEPS行動計画（15項目）公表、G20のOECD非加盟8カ国も議論に参加

2015年、最終報告書公表⇒G20財務大臣会合に報告⇒11月、G20サミットに報告

基本理念①実質性—価値が創造される（利益が生まれる）地点での課税

②透明性—政府・グローバル企業の活動情報の共有化

③予見可能性—ルール、紛争解決手続きの明確化

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協議して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 法改正の要否を含め検討

行動4 利子控除制限 → 法改正の要否を含め検討

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充（含行動⑨）の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充（含行動⑨）の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 法改正の要否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の要否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度

（移転価格税制に係る文書化） → 28年度税制改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとすることを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 対応済み

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発 → 参加予定